

令和3年(ネ)第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

控訴人ら代理人意見陳述

令和4年8月9日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

1 平成31年2月14日、東京、大阪、名古屋、札幌の4つの地方裁判所に対し、同時に、法律上同性となる者同士の婚姻が認められない現行法制度の違憲性を問う訴訟、「結婚の自由をすべての人に訴訟」が提起されました。同年9月には福岡地裁にも同様の訴訟が提起され、5つの裁判所で審理が続いていました。

そして、令和3年3月17日、本件訴訟の原審である札幌地方裁判所において、歴史的ともいえる違憲判決が言い渡されたことは、皆さまもご承知のとおりです。

しかし、本年6月20日、大阪地方裁判所は、本件原審とは異なり、同性間で婚姻できない現行法制度は、憲法に違反しないという判断を下しました(甲 A506)。

この判決における判断の様々な不合理性については、控訴人代理人らから別途準備書面を提出する予定ではありますが、この判決を受けて、裁判所の皆様にお伝えしたいことを、まずは代理人の意見として述べさせていただきます。

2 前述の大阪地裁判決は、同性間の婚姻は憲法24条1項によって保障されていないとしたうえで、それでも婚姻によってもたらされる利益は経済的なものに限らず、その関係が公的承認を受け、社会の中で公に認知されて共同生活を営むことができる利益も含み、それは個人の尊厳に関わる重要な人格的利益として尊重されるべきものだと言いました。

個人的な話になりますが、私自身は法律婚をして、四半世紀にわたって夫の姓を名乗っておりますので、常にこの社会的承認の中であって、そのありがたさに日頃は無意識、無頓着であるほどです。夫がコロナ禍で入院したとき、妻だと名

乗れば病院に行けましたし、夫の父の介護が必要になれば、施設や病院の手続を、血縁関係のない私がすることもできました。私の父が亡くなったときは、夫は職場を忌引きで休み、葬儀に出席しました。私たちは、どこに行っても常に家族として扱われ、その関係性を説明する必要もありませんでした。

これに対し、本件控訴人らをはじめとする多くの同性カップルは、当然に家族としての扱いが受けられるわけではありません。様々な場面で二人の関係性について説明に窮し、あるいは多くの説明を要することになることは、原審での原告本人尋問や陳述書でも明らかです。

この差が、差別でなくてなんなのでしょう。

この差が、社会において承認されていない関係なのだというスティグマを植え付け、同性との結婚を望む多くの当事者の尊厳を傷つけ続けてきたことは、これまで控訴人らが主張してきたとおりです。

- 3 そして、大阪地裁判決は、婚姻による公認の利益が得られないという重大な利益侵害を解消する方法は、民主制の過程で議論されるべき問題であり、この点を立法裁量の問題として、憲法24条2項にも14条1項にも違反しない旨判示しました。

しかし、性的マイノリティと言われる少数派の重大な権利侵害について、多数決原理を原則とする民主制の過程に委ねてしまって、本当によいのでしょうか。

この点、大阪地裁判決は、韓国の平成28年の地方法院判決に触れています。日本の地方裁判所に相当する地方法院は、「同性間の婚姻を認めるか否かは立法的判断によって解決されるべきであり司法により解決できる問題ではない」と判断しました。その当時の国民の意識としては、同性間の婚姻を法的に認めるべきとする者がわずか25%だったのに対し、認めるべきではないとする者が67%に上っていたと指摘されています。おそらくそのような社会情勢の下で、司法部だけが先走るような判断を避けたのだろうと推測されます。

これに対し、日本では、同性婚を法律で認めるべきだという意見は、去年の全国紙の調査で65%（甲 A414）、北海道内の調査でも70%を占めていて（甲 A415）、圧倒的な賛成多数となっています。地方自治体のパートナーシップ宣誓制度は拡がり続け、現在、日本の人口の過半数が、制度のある地域に住んでいることとなります。

これだけ社会的な承認が進んでいるにもかかわらず、同性間の婚姻を可能とする改正法案(甲 A116)は審議さえされないまま廃案となり、抽象的な内容の LGBT 理解増進法でさえ国会に提出されませんでした(甲 A473)。すなわち、今は、国会での議論と、国民の意識とに乖離が生じているという異常事態であり、民主制の過程が正しく機能していない状況にあります。かかる状況において、重大な人権侵害の問題を民主制の過程に丸投げしてしまうことは、司法部の責任放棄にほかなりません。結果として、それは差別に加担することと同じです。

- 4 多くの当事者が望み、多くの国民が承認している同性間の婚姻の法制化を、一歩前に進められるのは、裁判官の皆さまです。皆さまは、人権の最後の砦としての役割を、必ず果たしてくださるものと信じて、代理人の意見と致します。

以上

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 須田 布美子